

## I 在留資格関連の手続き

来日してから帰国するまでの在留資格に関する手続きは、以下のとおりです。

①日本到着時のこと	◆在留カードの交付と資格外活動許可 ◆国民健康保険の手続き
②住むところを決めたとき	◆最初の住所の届出 ◆住民票の発行
③引越しするとき	◆退去前のアパートであること ◆新しく住むアパートであること ◆転出届・転居届 ◆国民健康保険の手続き ◆銀行口座、携帯電話などの住所変更 ◆郵便物の転送願
④一時帰国するとき	◆みなし再入国許可制度
⑤在留期間の終了が近づいたら	◆在留期間の更新
⑥アルバイトをするとき	◆資格外活動許可
⑦卒業後、就職するとき	◆在留資格の変更
⑧所属機関が変更になったとき	◆所属（活動）機関に関する届出
⑨卒業後も就職活動をつづけるとき	◆継続就職活動のための特定活動ビザ
⑩留学を終えて帰国するとき	◆留学を終えて帰国するとき

### ①日本到着時のこと

#### ◆在留カードの交付と資格外活動許可

- ・成田空港、羽田空港、中部空港および関西空港では 3 カ月を超える期間日本に滞在することが許可された人には空港で在留カードが渡されます。その際にアルバイトを行うときに必要な資格外活動許可の申請もできます。また、それ以外の空港では後日、市町村に届け出た住居に郵送で届きます。在留カードは常時携帯しなければいけません。また、在留カードのコピーを必ず「金城大学 国際交流センター」に提出してください。

#### ◆国民健康保険の手続き

日本には、医療費の負担を軽減するための医療保険制度があります。日本に 3 月以上在留する全ての留学生は「国民健康保険」に加入する義務があります。入国後すぐに加入手続きを取ってください。なお、在留資格の更新のときに、入国管理で国民健康保険の加入を確認することが義務づけられています。

#### 《手続きの方法》

市区町村に行き、在留カードおよびパスポートを提示し、所定の手続きを行い、国民

健康保険被保険者証の交付を受けてください。

この時に、前年度に日本の税金を払っていない場合には「減額簡易申請」も行ってください。この申請を行うと留学生は特別に安く国民健康保険に加入できます。申請を行わないと保険料は基本料の 30,000 円程度になります。手続きには学生証と在学証明書が必要です。

また、住所が代わった時は、14 日以内に届け出してください。届け出には保険証と在留カードが必要です。

〈国民健康保険に関するご質問先〉

白山市：白山市役所保険年金課 TEL : 076-274-9528

金沢市：金沢市役所医療保険課 TEL : 076-220-2255

### ②住むところを決めたとき

#### ◆最初の住所の届出

- ・住所が決まったら、その日から 14 日以内に、住んでいるところの市町村窓口で住所の届出をしてください。そのとき在留カードが必要です。在留カードが後日交付されることになっている人はパスポートを持って行く必要があります。

#### ◆住民票の発行

- ・市町村窓口で住所の届出をした人には、住民票が作成されます。住民票が作成されると、住民票の写しを請求することができるようになります（有料です）。

※住民票の写しは住所などの証明が必要なときに使います。

※外国人の住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等のほか、外国人住民特有の事項として、国籍・地域、在留資格、在留期間等が記載されます。

〈住所異動の届出（転入・転出・転居）窓口〉

白山市：白山市役所市民課 TEL : 076-274-9525

金沢市：金沢市役所市民課 TEL : 076-220-2241 ※各市民センターでも手続可です。

### ③引越すとき

#### ◆退去前のアパートですること

- ・引越しを決めたら、アパートの契約書をよく読んで、解約時の条件を理解して解約手続きを始めてください。
- ・電気、ガス、インターネットなど契約しているサービスを解約し、引越しする月の費用を支払います。最終月の支払い方法についてはよく確認して支払いを忘れないようにしてください。

- ・引越し前に、最低限の掃除をします。ゴミの処理を忘れないようにしてください。
- ・(重要) 日本では「敷金は全額が返金されるとは限らないこと」を理解して、解約時の賃貸の精算をしてください。

#### ◆新しく住むアパートですること

- ・入居前に内装をよく観察し、床や壁の傷など、次の退去時に問題になりそうな室内や設備の不具合については入居前に申告しておくとよいです。

#### ◆転出届・転入届

今、住んでいるところと違う市町村に引越しをするときは、引越しする前に市町村窓口で転出届を出だして、転出証明書を受け取ってください。同じ市町村に引越しをするときは引越しの後に転居届を出してください。(引越する 14 日前から手続できます)

また、引越した先の市町村窓口で転入の手続きをしてください。他の市町村から引越しをした人は転入届、同じ市町村内で引越しをした人は転居届けを出します。手続きをするときには、在留カード、パスポート、印鑑が必要です。転出届を出した人はそのときに受け取った転出証明書も必要です。(引越してから 14 日以内に手続きしてください)

※この手続きが終わったら、在留カードを「金城大学 国際交流センター」に提出してください。

#### ◆国民健康保険の手続き

引越し前の市町村に、現在持っている国民健康保険のカードを返却してください。引越し先の市町村で、国民健康保険の新規加入の手続きをしてください。同じ市内での引越しの場合は、住所変更だけします。

※新しい国民健康保険のカードを「金城大学 国際交流センター」に提出してください。

#### ◆銀行口座、携帯電話などの住所変更

銀行、携帯会社の会社などに住所変更の届出を必ずしてください。これをしないと、料金の支払いや重要なお知らせの受け取りができなくなるだけでなく、みなさんの不利益につながる可能性があります。必ず届出を行ってください。

#### ◆郵便物の転送願

郵便局設置の転居届の葉書に必要事項を記入し手続きします。また、インターネット上でも転送の手続きが可能です。

e 転居 : <https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>

※転居届を郵便局に出しておくと 1 年間は郵便物が新しい住所に転送されます。早めに届出をしてください。

#### ④一時帰国するとき

##### ◆みなし再入国許可制度

出国後、1 年以内に日本で同じ在留資格で活動するために再入国することを予定している人は、再入国の許可を事前に取る必要はありません。この制度をみなし再入国許可と

いいます。みなし再入国許可を利用するときは、再入出国記録の、みなし再入国許可の摘要希望欄に印を入れ、パスポートと在留カードを入国管理官に提示して、1年以内に再入国することを伝えてください。ただし、在留期限が出国後1年に満たない時は、その期限までに、再入国しなければなりません。なお、みなし再入国許可制度の適用ようを希望して出国後、再入国をしないで1年を過ぎてしまった場合、その在留資格は無効になります。

#### ⑤在留期間の終了が近づいたら

##### ◆在留期間の更新

在留カード記載の在留期間の終わりが近づいたら、更新申請をしなければなりません。申請の手続きは、在留期限の終了する3ヶ月前からできます。在留期間更新許可申請書の用紙は「金城大学 国際交流センター」にあります。在留期間の更新には時間がかかるので早めに申込みをしてください。

#### ⑥アルバイトをするとき

##### ◆資格外活動許可

「留学」の在留資格では、アルバイトをすることができません。アルバイトをしようとする場合には、事前に資格外活動の許可を受ける必要があります。資格外活動許可の申請をしたい人は「金城大学 国際交流センター」にきてください。この許可を受けると1週間に28時間以内、夏休みなどの長期休業中は1日に8時間以内のアルバイトができるようになります。仕事の内容や場所によっては禁止されているものがあるので注意してください。許可された時間を超えたり、禁止されていることを守らない場合は、処罰の対象になるので、気をつけてください。

#### ⑦卒業後、就職するとき

##### ◆在留資格の変更

現在の在留資格の活動ではなく、別の在留資格に該当する活動をしようとするときには在留資格の変更をしなければなりません。卒業や休学するときは速やかに帰国するか、他の在留資格に変更してください。就職をするときには、その内容にあった在留資格に変更してから就労してください。

また、就職のためのビザ変更の手続きについては就職内定先と相談してください。

#### ⑧所属機関が変更になったとき

##### ◆所属（活動）機関に関する届出

所属している機関の名称や所在地が変更になったり、なくなった場合や所属機関を卒業、退学等した場合は、変更された日から14日以内に届出をしなければなりません。届

出は本人が地方出入国在留管理局へ直接行くか、東京出入国在留管理局へ郵送で行うことができます。

《参考》法務省 HP

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html)

#### ⑨卒業後も就職活動をつづけるとき

##### ◆継続就職活動のための特定活動ビザ

卒業後に日本で就職したい人ひとで、在学中に就職活動をしていて、卒業後も引き続き就職活動をしたい人には、就職活動のための特定活動ビザの申請が可能になります。滞在が可能な期間は6ヶ月で、1回延長することができ、最長で卒業後1年間です。この期間も、資格外活動許可を得てアルバイトをすることが可能です。申請には大学からの推薦書と在学期間に就職活動をしていた証拠となる書類が必要です。卒業すると留学ビザは失効しますので、卒業後すぐに在留資格の変更をしてください。在留資格の変更をしなければ就職活動をすることはできません。

#### ⑩留学を終えて帰国するとき

◆留学を終えて帰国するときは、住んでいるところの市町村窓口で海外転出届を出さなければなりません。在留カードは空港などの出国手続きのときに入国管理官に返納します。なお、帰国予定日の直前に在留期限が来てしまう場合、帰国準備のための短期滞在のビザを申請することができます。

## II 生活に関すること

### ①銀行

#### (1) 銀行口座の開設

銀行にあなたの口座を開設すると、振込、支払い、キャッシュカードの利用等ができ、大変便利です。口座を開設するときは、在留カードなど身分を証明するものと印鑑が必要です。

#### (2) 銀行口座の振替

日本では電気・ガス・水道・等の公共料金や税金などを支払う方法として口座振替が普及しています。口座振替とは口座から自動的に料金を引き落として支払うシステムです。一度手続きをしておくと、毎回預金口座から自動的に支払われる所以便利です。

また、留学を終えて帰国する場合、口座を解約すると、料金を口座振替できなくなり、迷惑がかかりますので、帰国前には電気・ガス・水道料金等をそれぞれ窓口で清算するようにしてください。

## ②電気・ガス・水道

電気の使用に関しては、最寄りの電力会社に電話してください。

ガスには都市ガスと LP ガスの 2 種類があります。使用に関しては販売店に連絡してください。なお、ガス器具は、都市ガス用と LP ガス用があります。間違えない様に注意してください。

水道の水は飲むことができます。使用を始めようとするときは、最寄りの水道局営業所に電話してください。

## ③ゴミ

ゴミの収集の仕方は、地域によって違います。自治体の広報などを確認し、規則通りに決められた日の朝に出しましょう。

## ④交通事故

交通事故には十分注意してください。加害者になった場合、相手のけがの程度にもよりますが、賠償を請求されることがあります。

なお、交通事故にあった場合は、状況に応じて 119 番に通報して救急車を呼んでください。110 番で警察にも通報し、場所や状況を知らせてください。また、必ず大学にも電話してください。